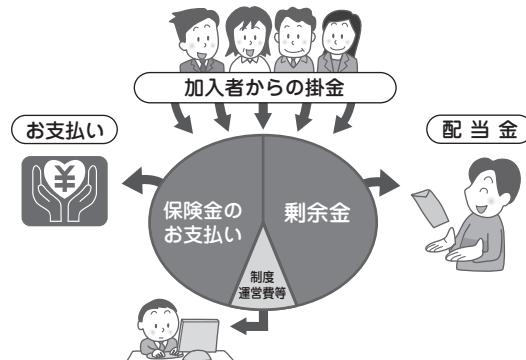


愛教組連合グループ保険とは

愛教組連合グループ保険の制度趣旨

- 愛教組連合グループ保険は、福利厚生制度の一助として、1967年に発足してから58年にわたり多くの組合員を支えている制度です。
- 2025年1月1日現在、組合員とそのご家族など、あわせて約4万5千名が加入している制度です。

グループ保険の仕組み



毎年、1月1日から12月末日までの1年間で、皆さま(加入者)から掛金をお預かりし、基金を作ります。そして、組合員(加入者)の皆さまにご不幸(死亡・高度障害)があった場合に、基金の中から保険金をお支払いします。1年ごとに収支計算をし、余った基金(剩余金)は配当金として皆さまへお支払いたします。(三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション、グループ保険(損害保険部分)には配当金はありません。)

1年ごとに収支計算して剩余金が生じた場合は配当金として還付されます。
配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
グループ保険の団体定期保険と新・団体定期保険は別々に収支計算を行なっています。

グループ保険には、病気の入院やケガの入・通院の保障がしっかり揃っています!

【例えばグループ保険 Gコース 加入の場合】

病気で入院した時 病気による入院給付△

入院給付金 1日につき **5,000円** (初日～365日まで)※1

ケガで入院した時 不慮の事故による入院給付●

入院保険金 1日につき **5,000円** (初日～365日まで)※2

ケガで通院した時 不慮の事故による通院給付●

通院保険金 1日につき **2,000円** (初日～90日まで)

△は自家共済部分より ●は損害保険部分より

(注) 愛知教職員組合連合会のグループ保険は主契約(団体定期保険)と特約(年金払特約、こども特約)、主契約(新・団体定期保険)と特約(年金払特約)をセットしたもので、これらの制度はそれぞれお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。詳細はパンフレットをご参照ください。

※1 精神疾患による入院の場合は180日が限度

※2 事故発生の日から、その日を含めて180日以内の入院が対象

ご請求の流れ

◆ご請求は職場で簡単に手続き可能!

保険金・給付金の支払対象事項(死亡・入院・通院・手術)が生じた場合、各分会担当者より「グループ保険申請連絡票Ⓐ」を受取り記入いただき、記入済「グループ保険申請連絡票Ⓐ」をFAXにて学生協宛に送信してください。(学生協FAX) 052-261-7103

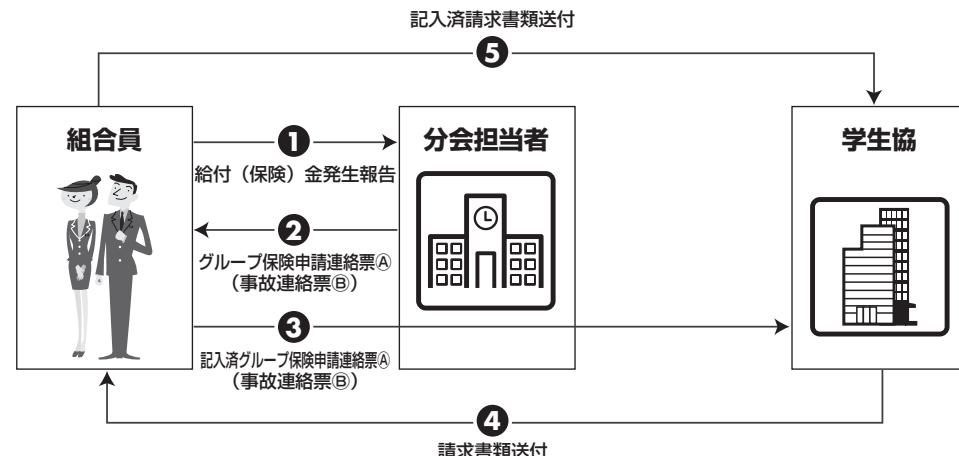
●不慮の事故による入院・通院の場合には、

「グループ保険申請連絡票Ⓐ」+「事故連絡票Ⓑ」の両方

●不慮時の事故以外による入院・通院の場合には、

「グループ保険申請連絡票Ⓐ」のみ

} 手配・記入・FAX願います。



A

B

三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション、就業不能サポート制度請求時は、組合員本人もしくは指定代理請求者から学生協にご連絡願います。
(学生協TEL) 052-261-7032

事故の場合のみ、「事故連絡票Ⓑ」を「グループ保険申請連絡票Ⓐ」と合わせて学生協にFAX。

*グループ保険申請連絡票Ⓐならびに事故連絡票Ⓑは学生協ホームページからもダウンロードできます。